

「大田区ウェルカムショップ」「大田区まちかど観光案内所」募集要項

大田区に宿泊する旅行者等をはじめ、区外から大田区を訪れる旅行者等は増加しています。大田区では、「来訪者が快適に滞在し、食事や買い物を楽しめるまち」を目指し、平成23年度から「大田区ウェルカムショップ」・「大田区まちかど観光案内所」制度を開始しています。

制度の趣旨に賛同し、ご登録いただける店舗・施設様を随時募集しています。

大田区ウェルカムショップ

○大田区ウェルカムショップとは

外国人旅行者等の受け入れに積極的または今後受け入れる意思がある店舗で、区の支援を活用して、外国人旅行者等の接客、サービス提供を実施する店舗・施設です。

○登録店舗に実施していただくこと

- 1 外国人旅行者等に対しても、店舗の通常どおりのサービスを提供してください。
- 2 区から提供させていただく資料やセミナー等を接客に御活用ください。
- 3 ウェルカムショップステッカーを利用者から見えやすい場所に掲示してください。



大田区まちかど観光案内所

○大田区まちかど観光案内所とは

まちの観光案内所として、来訪者に観光案内を実施したり、パンフレットやマップを提供する店舗です。

○登録店舗に実施していただくこと

- 1 区から提供させていただく観光マップ、パンフレット等を可能な範囲で店舗に設置してください。
- 2 区から提供させていただく資料やセミナー等を接客に御活用ください。
- 3 まちかど観光案内所ステッカーを利用者から見えやすい場所に掲示してください。



◆対象店舗・施設

宿泊施設、飲食店、小売店、商店街、大規模店舗、公衆浴場、記念館、博物館等

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する店舗・施設は対象外です。

◆応募方法

「大田区ウェルカムショップ登録要綱」「大田区まちかど観光案内所登録要綱」を確認のうえ登録申込書をFAX・メール・郵送・持ち込みのいずれかでお申し込みください。申込書は右側のQRコードからダウンロードいただくか、観光課まで御連絡ください。



◆登録に係る経費・謝金

登録申込書の郵送に係る経費は、御負担をお願いいたします。登録後は、経費及び謝金は一切ありません。

◆募集期間及び登録期間

登録申込は随時承ります。登録解除のお申し出がない限り、自動継続です。

登録申込書送付先・お問い合わせ先

大田区産業経済部観光課

住所：〒144-0035大田区南蒲田1-20-20 PiO5F 電話：03-5744-1322

FAX：03-6424-9922 Email：kanko@city.ota.tokyo.jp